令和８年度　地域創造セミナー　実施要項

１　趣旨

都道府県が主催する①文化・芸術の振興による創造性豊かな地域づくりおよび②文化・芸術関係者の広域的な連携強化（都道府県内における文化・芸術関係者の相互連携や他の領域の関係者とネットワーク構築）を目的とした研修会に対し、一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）が、講師の派遣等による支援を行う。

２　対象団体

本事業の支援対象は、都道府県とする。

３　事業の決定

地域創造は、都道府県から提出された申請書等に基づき審査し、支援の対象とする都道府県を予算の範囲内で決定のうえ速やかに通知する。審査に当たっては、原則として本事業を実施したことがない都道府県を優先するとともに、都道府県としての今後の展望、課題を踏まえたテーマ設定の内容等を重視するものとする。

４　支援対象研修会内容

都道府県は、下記(1)～(6)の条件を満たすよう研修会を実施し、地域創造はそれに対し講師派遣の支援を行う。既存の会議等の一部として実施することも可とする。

(1) 主催

都道府県

(2) 対象

主催都道府県内の市町村職員、公立文化施設職員等

(3) 研修会の形式

下記①～③のうち、いずれかを選択して実施する。選択に当たっては講師と主催都道府県が相談して決定する。

① 講演　９０～１２０分（質疑応答を含む。）

② ワークショップ　９０～１２０分（質疑応答を含む。）

③ 講演とワークショップ　１８０分以内（質疑応答を含む。）

(4) 回数

１回（研修会が複数回または連日開催するものであっても支援する研修は原則として上記(3)①～③のいずれか１つとする。）

(5) 地域創造からの事業紹介

地域創造による各種支援事業の紹介（２０分程度）を研修会に組み入れること。

(6)研修会のテーマ

都道府県は、地域の課題等を踏まえた研修会のテーマをできるだけ具体的に申請書類に記入の上申請する。

５　派遣する講師

(1) 講師の選定

主催都道府県は、地域の課題に対し、文化・芸術の視点から地域がどう取り組むべきかを助言できる講師を、学識経験者、地域づくり実践者、アーティスト等から検討し、希望する講師名を申請書類に記入の上、申請する。派遣する講師については、地域創造と主催都道府県が協議し決定する。

(2) 派遣人数

原則として１名とする（必要に応じて、アシスタント等の補助者を派遣する。)。

６　経費負担

事業実施に伴う下記の経費については、地域創造が負担する。下記以外の経費（会場費、消耗品費、印刷費、借上料、郵送料等）については、主催都道府県の負担とする。

(1) 講師等の謝金

(2) 講師等の開催地までの旅費（交通費、宿泊費、日当）

７　申請書類

(1) 事業実施申請書（様式１）

(2) 事業実施計画書（様式２）

８　申請書類提出期限

令和７年１０月３１日（金）

９　事業報告

事業実施後２か月以内に「事業実施報告書（様式３)」を地域創造に提出すること。

10　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。